

最近の先物取引被害事件

弁護士加藤進一郎（京都）

1 当事者

委託者 70 代男性（75 歳未満）男性

先物取引経験なし，かつての勤務先の従業員持株による株式保有経験あり

現在無職の年金生活者

業者 ▲▲

2 事案の特徴

- (1) 不招請勧誘による損失限定取引で取引開始。損失限定取引では買玉を 2 枚×2 回建てただけ。

その買玉 2 枚×2 回を仕切る前（取引での損益を経験する前）に通常取引への移行の勧誘を受け，申込書面を作成するように言われ，通常取引に移行。損失限定取引の開始から通常取引への移行までは僅か 7 日間。

- (2) 通常取引への移行後，その日のうちに両建。以後も両建と直しを中心とした特定売買の繰り返し。特定売買比率 84.4%。損害額約 1550 万円のうち，手数料が 1100 万円以上を占め，損金に対する手数料割合は 75% を超える。

3 所感

典型的な不招請勧誘禁止の脱法取引。現行法下でも先物業者はなんとかして不招請勧誘ができないかと脱法的手段を講じている。省令案のように表立って不招請勧誘ができるようになれば，理解度確認でどれだけのものを要求しても必ず「確認した」という形式だけが脱法的に作出される。この事案は 70 歳超の委託者であるが，省令案では年齢確認のための電話は可能であり，その電話を利用して勧誘を受ける旨の書面を取り付けて，実質的に不招請勧誘を行うことも容易に予想される。

不招請勧誘の禁止は現行法でも極めて不十分であり，このような脱法事案が発生しているのに，今よりも緩和をするなどということが許してよいはずはない。